

令和3年度 南区社会福祉協議会事業方針

◆ 基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い社会情勢や市民を取り巻く生活環境が著しく変化しています。住民が主体となった地域活動やボランティア等市民活動は、生活様式の変化などに伴い活動が制限されるなど大きな影響を受けていますが、活動の方法や人的体制を工夫するなど「助け合いや支えあい」を継続させる新たな取組みも始まっています。これまでの区域や小地域で行われている様々な活動が継続されるよう関係機関・団体と連携して支援していきます。

令和3年度は、第4期地域福祉保健計画・地区別計画の策定をとおして地区社協の活動を支援し、新たな生活課題や一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりに区役所や地域ケアプラザなどの関係機関と連携して取組みます。

また地域共生社会の実現に向け、多様な主体が行う地域活動やボランティア等市民活動が持続可能で新しい生活様式に対応できるよう支援を行うとともに、住民主体の居場所づくりや食支援など「身近な地域のつながり・支えあい活動」を推進していきます。

近年、大規模な震災や風水害などの自然災害や新型コロナウイルスに見られるように広域かつ深刻な感染症の蔓延などが発生しています。区社会福祉協議会（以下「区社協」）の事業継続に向けた緊急事態時における体制整備が喫緊の課題となっています。働き方改革に対応した本会の組織運営を整備するとともに事業遂行のための新たな財源の活用や既存事業の選択と集中を進めます。

◆ 重点取組

(1) 第4期地域福祉保健計画・地区別計画の策定をとおした地域づくり

本会の地区担当と生活支援体制整備事業1層コーディネーター（以下「Co.」）が連携しながら第4期地域福祉保健計画・地区別計画の策定をとおして地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）の活動を支援します。また区役所や地域ケアプラザとも協働し多様な主体による共生の地域づくりを支援します。

(2) 持続可能な地域活動・ボランティア等市民活動への支援

コロナ禍のなか、新しい生活様式に沿った様々な団体の新たな活動や人材確保の方法を共有し、活動財源の確保や人材の育成、また新たな活動団体の組織化など持続可能で地域ニーズに沿った多様な主体による地域活動やボランティア等市民活動を支援します。

(3) 権利擁護事業の推進

あんしんセンター事業を着実に進めるとともに、利用相談後の待機期間の短縮に努めます。また関係機関と連携し、成年後見制度の普及および利用促進を進めていきます。

(4) 事業推進に向けた組織運営の整備

① 事業推進に向けた組織運営の整備

働き方改革改正法の施行を踏まえたうえで、大規模災害や感染症の蔓延などの緊急事態においても持続可能な区社協事業の体制を整備します。また区社協の役割を見直し、既存事業の選択と集中や新たな活動財源の活用を検討します。

② 会員施設・法人の支援

本会の会員施設・法人の広域的な取組み（社会貢献）や福祉人材の確保の取組みを近隣区社協と協働して推進します。

I 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）活動の支援【重点取組（1）】

地区社協による一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりの取組みや、地域組織のネットワークづくりを支援します。

「地区社協のてびき」を活用した地域活動や地区社協の運営を支援し、持続可能な活動のための助成を行います。第4期地域福祉保健計画地区別計画の策定について推進主体である地区社協を支援します。

（1）地区社協分科会・事務局長会議の開催

区内16地区社協の活動や運営の課題検討、活性化に向けた情報共有を目的に、定例会議を開催します。

- ① 地区社協会長・事務局長合同会議（年3回）
- ② 地区社協事務局長会議の開催（年2回）
- ③ 市社協主催の地区社協検討会への検討会メンバー選出派遣（年3回程度）

（2）地区社協役員研修の開催

地区社協会長、事務局長、役員等、地区社協関係者を対象に地区社協の手引き等を活用し、「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目指した研修を行います。（年1回）

（3）地区担当の配置と地域アセスメントシート・地区社協支援計画の作成及び活用

アセスメントシート、地域の各種会議への出席、地域行事への参加や地区支援計画の作成等を通して、地区社協や小地域福祉活動の支援を行います。

（4）地区社協の活動費・運営費への助成

地区社協活動の充実・活性化及び支援・育成、安定した活動費確保のため、地域特性・実状に即した活動費用の一部を助成します。

また、助成金を通じて得られる地区社協の活動情報や抱える課題を把握し、地域支援につなげます。

（5）地域の見守り体制構築に向けた支援

地区社協を対象とした講座の実施や、地区社協主催講座の支援（企画・講師調整・開催費用の一部助成等）をはじめとする、地区社協が行う見守り体制構築に向けた取組みの支援を行います。

II 生活支援体制事業及び地域ケアプラザとの連携【重点取組（1）（2）】

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けるために、多様な主体が連携・協力する地域づくりの実現を目指し、地域ケアプラザや区役所関係部署が、民間企業やボランティア団体等と連携しながら、協議の場づくりや仕組みの開発、活動の創出・継続支援等の取組みを地域の状況に合わせて進めます。

(1) 生活支援体制整備事業

① 地域アセスメント・分析（再掲）

② 住民主体の地域づくり

ア これまでの区域の協議体（ちょこボラ交流会、見守り検討会議）の振返り。

イ 住民と関係機関が「課題共有・目指す地域像の一致のための協議等」をする機会の設置・設定方法について検討。

③ ネットワークの構築

ア 新たな団体のネットワークづくりについて検討。特に高齢者を対象とした活動団体（高齢者サロン、認知症カフェ、介護予防体操教室等）のつながりの必要性について検討。

④ 社会資源の拡充・開発支援

1層 Co.として、生活支援体制整備事業の目的達成に必要な「交流・居場所」「生活支援(活動)」「見守り/つながりの機会」の活動継続・立ち上げ支援を、2層 Co.とともに取組みます。

また、人材発掘・育成を目的とした研修・講座の企画検や多様な主体との連携を検討するため、区役所関係部署等と協議します。

⑤ 啓発

ア 情報発信及び福祉意識の醸成を目的とした取組

⑥ その他

ア 地区担当職員ミーティングの定例開催。随時、地区の情報共有を図ります。

イ 職員研修の一環として、地域共生社会/地域包括ケアの構築について、また、「身近な地域のつながり・支え合い」の視点を養う・学ぶ機会の設置を検討します。

ウ 他機関との連携

地域包括支援センター3職種分科会や南区在宅療養支援ネットワーク会と連携し、本事業の理解促進を図ります。

(2) 地域ケアプラザと連携した地域支援

地域ケアプラザと連携しながら地域支援に取り組んでいくために、会議の開催や必要に応じて研修会を実施します。

① 生活支援 Co.連絡会及び地域ケア施設連絡会の定例開催（予定）。

② 区地域包括支援センター連絡会や地域ケアプラザ所長会への参画。また包括主催の「地域ケア会議」への参加。

③ 生活支援 Co 及び地域活動・交流 Co が対象の研修情報や他区事例等を随時提供します。また、必要に応じて研修を開催します。

④ 各 Co.からの相談に随時対応し、両 Co 支援を地区担当職員と協働で行います。

Ⅲ 地域福祉保健計画の推進及び策定【重点取組（1）】

「区民の情（こころ）が生きるまち 南区」を基本理念とした地域福祉保健計画について、第3期計画（平成28～令和2年度）の振返りを行います。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延長になった第4期計画（令和4～7年度）の策定について、「区全体計画」は区役所と地域ケアプラザとともに行います。「地区別計画」は、策定・推進主体である地区社会福祉協議会と協議しながら、区役所と地域ケアプラザ、本会の3者が協働で支援します。

- (1) 地域福祉保健計画のPRを目的とした広報活動や講演会（地域活動発表会）等の実施
- (2) 区役所、地域ケアプラザ、区社協職員で構成される「地域支援チーム連絡会」への参加
- (3) 地区別計画推進補助金の交付、計画推進のための活動支援
- (4) 第4期計画の策定 他

IV ボランティア活動支援・福祉教育・助成金【重点取組（2）】

地域住民や学校、企業、福祉施設など多様な主体によるボランティア等の市民活動の推進をめざし、南区ボランティアセンターを運営します。また持続可能な活動のための助成制度や寄付文化の醸成による支えあいの仕組みづくりを充実させます。

- (1) ボランティアセンターの運営と機能の充実
ボランティアの登録・相談、情報の収集・提供、講座等の開催などボランティアの発掘・養成を行います。登録ボランティアに対しては随時活動状況を確認し、活動のフォローアップを行います。
また、ボランティア活動の導入になれるような企画についても検討していきます。
 - ① 南区ボランティアセンター運営委員会の開催
 - ② ボランティア入門講座の開催
- (2) ボランティア情報の発信
多くの住民が、ボランティア活動を身近に感じることができるよう、インターネットの活用も含め、効果的な情報発信方法を検討していきます。
 - ① ボランティアセンターだより「ボラぴ!!」の発行
 - ② 「ニード情報」の発行
 - ③ 各種広報物を活用したボランティア募集情報の発信
 - ④ 南まつりや南なんデーでのボランティア情報の提供
- (3) 南区ボランティア連絡会の活動支援
地域活動の創出や継続しやすい基盤整備を目的に、南区ボランティア連絡会を支援します。
 - ① 南区ボランティア連絡会の活動支援及び助成
 - ② 「南区ボランタリーフェスタ」の開催
 - ③ 南区社協ホームページでの紹介
 - ④ テーマ別、対象別ボランティア講座
- (4) 災害ボランティアネットワーク会議の開催
災害時において、被災者に対するボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から関係機関と連携のもと福祉救援体制を整備します。
 - ① 連絡会議の設置と開催
災害ボランティア活動の充実に向けた体制を整え強化していきます。
 - ② 学習会・研修会（災害ボランティアセンター・シミュレーション訓練）の実施

③ 広報活動

区内のイベントや地域防災拠点での PR 活動や、防災に関する意識啓発を行います。

(5) 福祉教育の推進

地域住民やボランティア、当事者、地域ケアプラザ等と連携し、体験学習への支援や福祉啓発を進めます。

① 福祉教育の推進

区内の学校・企業等からの相談・依頼に基づき、福祉体験プログラムの企画や講師の紹介。地域の活動団体や施設へ講師協力を呼び掛け、協力団体の拡大に努めます。

② 福祉教育関連講座の実施 先生のための福祉講座の開催

(市社協・18区社協・市教育委員会共催)

③ 福祉機材の貸出

福祉用具・機材の貸出を行うとともに、保守整備、必要に応じて購入し、充実を図ります。

(6) 南区ふれあい助成金（トモニー助成金）の配分

主に、南区内で実施される地域福祉活動、障がい児者福祉活動及び地域における交流事業など継続実施を支援します。

また、赤い羽根共同募金・市社協補助金を財源に、南区ふれあい助成金助成金運営委員会の審査に基づき、適切に配分します。

(7) 善意銀行の運営

区民から善意に基づく寄託金品・物品を受け入れ、区内の福祉活動への適切な配分を行います。また、配分団体と協力しながら活用の状況が寄付者に見える工夫、意義や仕組み、情勢を多くの方にわかりやすく伝える広報活動の強化に努めます。

V あんしんセンター事業・移動情報センター事業・送迎サービス事業

成年後見制度の利用促進や市民後見人の支援に向けた取組みを引き続き進めます。高齢者や障がい者の金銭管理や福祉サービスの利用援助など権利擁護や移動に関する相談に対応し支援を進めます。

(1) 権利擁護事業の推進【重点取組(3)】

① 権利擁護事業（南区あんしんセンター）の実施

金銭管理の支援が必要な人に対し、契約に基づき、日常的な金銭管理等のサービスを提供します。また高齢者・障がい者の権利擁護に関する相談に関係機関と連携し対応します。

② 権利擁護事業及び成年後見制度の利用促進への取組

権利擁護事業及び成年後見制度の利用促進のため、関係機関と連携し、周知啓発を進めます。

③ 成年後見サポートネット等への参画

区域における権利擁護に関する課題を検討し、関係機関・団体等のネットワークを強化することを目的に開催される区成年後見サポートネットに参画します。

地域包括支援センター連絡会・社会福祉士部会に参加し、関係機関との連携を図っていきます。

④ 市民後見人への支援

横浜市市民後見人バンク登録者への活動支援を行います。また市民後見サポートネットに関し、関係機関の協力を得て年1回開催します。

(2) 移動情報センター

移動に困難を抱える障がい児者やその家族等からの外出に関する相談に応じて、支援制度やサービス事業所等の紹介等の情報収集・提供コーディネートを行います。

また、地域や関係機関等と連携し、ガイドボランティア・ガイドヘルパー等、移動支援に関わる担い手の発掘・育成に取り組めます。

① 相談窓口の運営

区内在住の障がい児者を主な対象として、移動の制度についての情報提供や移動支援に関する事業所との適切なコーディネートを行います。

② ガイドボランティアの養成およびフォローアップ

関連機関と協力し、ニーズに対応するための移動支援に関わるボランティア養成講座や体験プログラム等の実施に努めます。

③ 移動情報センター推進会議の開催

障がい当事者団体、教育機関、事業所等で構成する推進会議を開催し、事業の現況等に関する意見交換を行い、事業の推進を図ります。

④ 事業所訪問および事業所連絡会等の実施

障がい児者支援事業所等の連携強化に努めます。

(3) 送迎サービス（外出支援サービス含）

公共交通機関（電車・バス・タクシー）を単独で利用することが困難な要援護高齢者や難病患者及び障がい児者に対し、通院や行政機関等での手続き、余暇活動の参加のために車両による送迎を実施し、外出する機会を提供します。

併せて、外出支援サービス事業における本会の役割や、区社協送迎サービス事業の今後についてはユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）の普及や、NPO 法人等、他の送迎サービス事業の状況等も踏まえ、引き続き本事業における社協の役割の見直しを進めます。

VI 障がい関係事業・児童関係事業・高齢者関係事業

福祉ニーズのある区民を対象とする団体の活動や取組みを支援し団体間のネットワークを強化します。制度や分野、「支えて」「受けて」の関係を超え、地域住民や多様な主体が参画した身近な地域のつながりや支えあいの地域づくり推進します。

(1) 障がい者の生活支援の充実

① 南区障がい児者団体連絡会の活動支援

「知らせ・知り合い・つながろう」をスローガンに、1) 区民への啓発・理解につながる活動、2) 行政との連携、3) 緊急・災害時に向けた防災活動を中心とした活動を実施している連絡会の活動支援を行います。

② 自立支援協議会の参加・協力

障がい児者が、本人の特性やライフステージに応じ、充実した地域生活を送れるように、自立支援協議会に参画する区内の障がい児者支援関係団体・機関とともに、事例検討や講演会、連絡会の参加・協力を行います。

③ 学齢障がい児夏休み支援事業

夏休み期間における障がい児の余暇の充実（「経験の場の提供」「保護者のレスパイト」「地域とのつながりづくり」）等を目的に、学校や保護者、障がい者福祉施設等と連携し、運営委員会形式で事業を実施します。

④ サンタプロジェクト

障がい児者やその家族、子育て中の親子や高齢者等と、商店街や企業等が交流を図り、互いの理解を深めることを目的に活動する「南区サンタプロジェクト実行委員会」の事務局運営を担い、クリスマス時期の交流・啓発イベントを実施します。

⑤ 助成団体交流会

主に、南区社会福祉協議会の助成金利用団体を対象に、障がい児者支援に関わる団体（親の会・当事者団体等含む）同士が知り合える機会や、当事者本人やその家族の困りごと・ニーズの把握を目的とした団体交流会を実施します。

(2) 子どもの居場所づくりネットワークの運営

引き続き、「子どもの居場所」について、課題の整理や情報共有、必要な支援の検討等を目的にネットワークを区役所と共同事務局になり運営します。

- ① 子どもの居場所づくりネットワーク定例会の開催
- ② 子どもの居場所活動団体交流会の開催
- ③ 子どもの居場所マップの作成 他

(3) 敬老月間高齢者訪問事業の実施

VII 生活福祉資金貸付・生活困窮者自立支援への対応

生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、関係機関や地域と連携・協力しながら、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を進めます。

また、高齢者や障がい者等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的として、民生委員の協力を得ながら必要な資金の貸付を行います

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者世帯や高齢者・障がい者世帯等を対象に、必要な資金を貸し付けるとともに、民生委員・関係機関・他制度との連携により、世帯の自立を支援します。

① 各種資金貸付の実施

(総合支援資金・緊急小口資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型資金 等)

② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活福祉資金貸付制度による特例貸付の実施
令和2年3月25日より特例措置が設けられた緊急小口資金・総合支援資金の相談対応を実施します。

(2) 生活困窮者支援

経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害等の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」に取り組んでいきます。

- ① 行政などの支援機関と連携した、生活困窮者への食糧支援
生活に困窮している方から相談を受け、公共の制度への「つなぎの支援」として、セカンドハーベストジャパン（フードバンク団体）等を通じて、食糧支援を行います。
- ② 他制度・他機関との連携、協働による支援体制の構築
新型コロナウイルス感染拡大に伴い生活困窮者が増加した状況を鑑み、地区社協や地域ケアプラザと連携した取組みを検討します。

VIII 福祉保健活動拠点（トモニ一）の運営

区民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供とボランティアの育成や相談・支援を行います。

- (1) 指定管理者（令和3年4月から令和8年3月まで）として、南区福祉保健活動拠点の適正な管理運営を行います。
- (2) Wi-Fi の設置を行うなど、拠点登録団体の利便性の向上に努めます。
- (3) 拠点の認知度と利用向上のため他機関と連携し周知に努めます。
- (4) 利用団体同士の顔の見える関係を築けるよう利用者懇談会を実施します。

IX 法人運営【重点取組（4）】

効率的かつ信頼のおける事業を推進し持続可能な開発目標に向けた組織運営の充実や強化を図ります。

- (1) 適正な法人運営
 - ① 理事会・評議員会
幅広い種別から選出される理事・監事・評議員とともに、本会の事業推進体制を強化と、住民にわかりやすい、透明性のある組織運営を目的に開催します。
 - ② 会員の拡充
地域福祉推進を目的として、未加入の区内福祉に関係する施設・団体・機関・関係者に対し、本会の趣旨への理解を通して、会員組織拡充に取り組めます。
 - ③ 事業推進体制の強化
部会、分科会、委員会を開催し、各種事業の実施体制を強化します。
併せて、会員が主体となり、参画する地域課題解決に向けた取組みを行います。
ア 各種部会・分科会の開催、会員間の連絡調整
 - ◎ 各種部会
 - 地域福祉団体部会
 - 当事者団体部会
 - 専門機関部会
 - 学識部会

◎ 各種分科会

- 地区社会福祉協議会分科会
- 民生委員・児童委員分科会（南区民生委員児童委員協議会と併せて開催）
- 自治会町内会分科会（南区連合町内会長連絡協議会と併せて開催）
- ボランティア・市民活動団体分科会
- 福祉関係団体分科会
- 福祉施設分科会
- 専門機関分科会

イ 各種委員会の開催

- ◎ 社協みなみ編集委員会
- ◎ 南区ふれあい助成金（トモニー助成金）審査委員会
- ◎ 南区福祉功労者顕彰審査会
- ◎ ボランティアセンター運営委員会

④ 財政運営の適正化

南区の現状に合わせた区社協事業を実施していくために、自主財源の確保に努めるとともに、「福祉基金」の運用を引き続き行います。

ア 正会費、賛助会費、世帯会費、善意銀行寄付金、赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の理解促進等

イ 福祉基金の運用

⑤ 各種連絡会との連携

各種連絡会に参画し、各関係機関と連携を図り、情報交換・課題の解決に取り組めます。

ア ボランティア連絡会

イ 障がい児者団体連絡会（区障連）

ウ 食事サービス団体連絡会

エ 南区子どもの居場所づくりネットワーク

(2) 苦情解決への取組

本会事業やサービスについての要望や苦情について適切に対応することで、「区民に信頼される団体」として、更なる組織強化に生かしていきます。

(3) 広報啓発

福祉への理解と関心を高めるため、幅広い媒体を活用しつつ、区民への福祉啓発・情報提供を行います。

① 意識啓発事業

南区福祉功労者感謝の会の開催

② 南区社協広報紙「社協みなみ」の発行

本会会員による「編集委員会版」およびタウンニュースを活用した「タウンニュース版」を、年間計4回発行します。

③ 南区社協ホームページの運営

福祉・保健に関する情報を広く区民に届けるために、ホームページを活用した情報提供を行います。

④ 南区福祉保健活動拠点（トモニー）のPR

⑤ 南区社協マスコットキャラクター「トモニー」の活用

⑥ 情報共有・発信の仕組み構築

区内のケアプラザをはじめとする、地域活動支援機関と連携し、情報共有や発信を行います。

⑦ 区内福祉施設の人材・発掘・充実に向けた支援

磯子区社協・港南区社協・ウィリング横浜との共催により、福祉の仕事に関心のある方や働くことを希望している方を対象とした就職フェアや研修会を実施します。

(4) 研修事業

地域活動の理解促進と充実を目的に、社会情勢を鑑みながら、本会に求められる「研修」を企画・推進していきます。

また、本会会員に向けては、「協働の場」の提供が必要性を鑑み、会員間の横断的な連携のきっかけとなるような場（研修や意見交換など）を企画・実施していきます。

(5) 団体事務

地域で活動する各種福祉団体の事務局を担い、活動を支援します。また各団体の活動の広報啓発に努めます。

また共募や日赤等、募金活動に係る団体については、募金の使途をより明確にすることで、地域の理解促進に努めます。

① 神奈川県共同募金会南区支会（共募）

② 日本赤十字社神奈川県支部南区地区委員会（日赤）

③ 南保護司会

④ 南区更生保護女性会

⑤ 南区遺族会